

第2節 計画の方針、構成

1. 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、第六次筑紫野市総合計画に示されている次の方針を基本とする。

〈第六次筑紫野市総合計画〉まちづくりの基本理念～政策大綱

【生活をまもる～安全安心のまちづくり 健康で笑顔輝くまちへ～】

地域との連携等による大規模災害への対応や防犯・交通安全対策等の充実を図ります。また、過去に幾度も大きな被害が発生している浸水地域については、引き続き関係機関と連携しながら対策を推進します。

- (1) 活動体制の支援強化と防災活動拠点の整備
住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。
- (2) 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報
防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握につとめ、地域住民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。
- (3) 避難所の指定、誘導と収容体制の整備
コミュニティセンター、生涯学習センター、小・中学校、公園空き地等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。
- (4) 防災意識の高揚と自主的組織づくりの推進
住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、地域住民における防災意識の高揚を図る。
- (5) 要配慮者対策
高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、及び外国人等の災害時等において特に支援が必要な者（以下「要配慮者」という。）の地域ぐるみによる的確な把握や災害時の救助体制、避難所等の周知及び誘導など、要配慮者に対する防災体制の確立を図る。
- (6) 活動体制の整備
災害が発生し、または発生が予想される場合、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。
- (7) 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立
災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立させる。
- (8) 都市的災害の防止（主としてハード面の整備）
過密化する都市環境の中で、都市空間の確保や整備をはじめ、市街地再開発、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の防災都市づくりを推進する。
- (9) 各種防災対策の推進
災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(10) 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するために関係機関及び応援協力体制との緊密な連携が図れるように努める。

2. 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

筑紫野市地域防災計画

第1章 総則

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等を定める。

一般災害対策編

第2章 災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、または、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

第4章 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

地震災害対策編

第5章 地震災害予防計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

第6章 地震災害応急対策計画

地震災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。

第7章 地震災害復旧計画

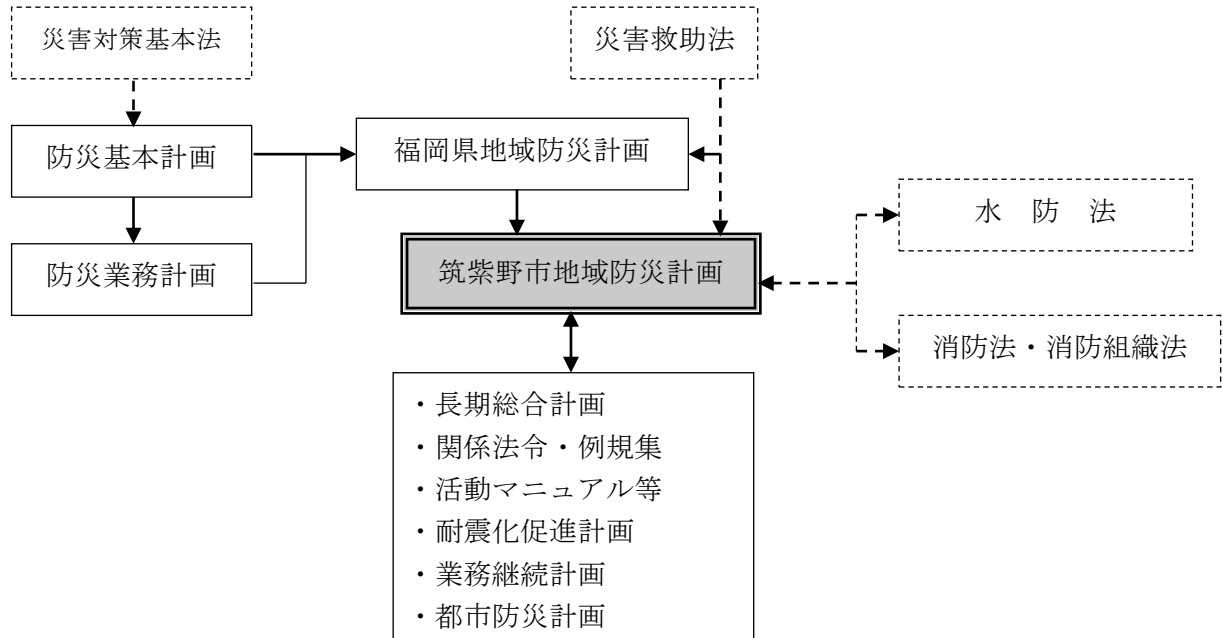
地震災害発生時における復旧についての計画を定める。

3. 他計画との関係

この計画は、基本法第42条に基づく防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「筑紫野市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



4. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。